プロジェクト研究11 児童福祉施設の機能と役割に関する研究

施設ケアワーカーの職務内容に関する研究(その3)

児童家庭福祉研究部 吉 澤 英 子

″ 坂本 健

埼玉県立衛生短期大学 滝 口 桂 子

要約

本紀要第25集、26集で総合福祉施設での事例研究および入所施設における日常処遇の基本的枠組について報告してきた。

本年度の調査研究は、基本的枠組①日常生活習慣7項目、②対人・社会関係9項目を設定し、東京・北海道・九州の総合福祉施設3ケ所の各種施設処遇職員を対象に、質問紙記入法による調査結果に基づくものである。

その分析結果をみると、物的条件の整備をともなう処遇については(処遇職員側からの5段階評価による)、有意差がみられたが、最も処遇の専門性が問われる対人関係条件については、その有意差はみられなかった。いわば、その質を問うことの困難さを知らされたのである。

施設の責任者および法人の理事長とのインタビューによって、その実態を推測せざるを得ない状況であった(もちろん、調査項目の設定に問題があろうかとも思われるが)。

しかし、施設の立地条件、設置過程、法的根拠などの諸状況を照合し、きめ細かな検討が必要かと思われる。

したがって次年度においては、今回の調査対象総合福祉施設の周辺地域の住民、関係諸機関とのかかわりについて 調査し、その結果を含めて本テーマによる研究のまとめとしたい。

さらにその結果をふまえて、小地域を単位とするケアシステムの構築(トータルコミュニティをめざして)への手がかりとしたい。

見出し語

日常生活処遇:処遇の枠組:地域福祉;社会福祉法人

Study on the Function and Role of Child Welfare Facilities
-Job Analysis of Care Workers (III) -

Eiko YOSHIZAWA Takeshi SAKAMOTO Keiko TAKIGUCHT

Abstract

Case studies of comprehensive welfare institutions and a basic framework of daily care in residential institutions are reported in volumes Nos.25 and 26 of this Bulletin.

For this year's study, as a fundamental framework, the following items were decided on - (1) 7 items of daily living customs, and (2) 9 items of inter-personal and social relationships.

Studies were made of three incorporated, comprehensive welfare institutions in Tokyo, Hokkaido and Kyushu. The object of the studies was the careworkers who did various types of jobs in the institutions. Questionnaires were given to them for completion.

According to the result of the analyses, the careworkers, who evaluated their material conditions in 5 degrees, had significant differences in their assessments of the relationship between material conditions and the success of their service. However, the study did not show any difference due to different inter-personal relationships of the careworkers. The study shows the difficulty of finding, by the questionnaire, the quality of service given by careworkers. Of caurse, there might be problems in setting up items in this year's survey. Because of that, we will have to rely on interviews with responsible persons in the institutions, and/or the presidents of the institutions, for assesments of the careworkers.

However, it is considered necessary that careful investigation could be made, taking into consideration the various situations concerning location, stage of establishment and legislative basis of these institutions.

In the next fiscal year, it is hoped that a trial study will be made of the relationships of these juridical persons, with the people around them and with other related agencies, so as to make a conclusion of this study. With the result of this study report, it is hoped that we can take the first step to set up the care system as a unit of a small community (aiming at the total comunity as a whole).

Key Words

daily living care; flamework of care; community welfare; social welfare juridical person

・本年度の研究目的と今後にむけて

本年度の研究は、福祉施設における日常処遇の枠組、 ①日常生活習慣(生活の基本的諸条件 7 項目)、②対人社 会関係(生活場面の諸条件 9 項目)を設定、処遇職員の 立場から施設利用者への対応状況を 5 段階(項目によっ ては 3 段階)で評価し記述する質問紙記入法による調査 を実施した。

この調査は、総合施設(養護施設を含み、他法による 入所施設 3 種以上を同地域内に設置している法人) 3ケ所 を設定、処遇職員を対象としたものである。

本稿は、この調査の分析を中心に、現時点での処遇状況及び、これからの地域の諸ニーズにも対応すべき施設機能の検討と、小地域を舞台として、地域福祉(ケアシステム)を推進する過程での社会福祉施設の位置づけを考究する前提ともいえるものである。

なお、本研究の最終目的は①福祉総合施設(現時点における)の機能上の問題点、利点の明確化をはかり、同時に施設ケアにおける利用児・者の「生活の質」を問うこと、②それを推進する処遇職員(ケアワーカー)の職務内容の再検討をし、マンバワーの資質の向上に資するものである。したがって次年度では、福祉総合施設の周辺地域の諸機関、住民を対象とした調査を実施、総まとめとする予定である。

Ⅱ 調査結果と考察

表1は調査対象施設の処遇職員数、調査回答数をまと めたものである。全施設平均の有効回収率は76.1%、施 設名不明分を除いた集計対象となった調査票は218(配布 数297 に対し73.4%)であった。全般的に特別養護老人 ホームの回収率が低調で、特にA3·C3の特別養護老人 ホームにおいてはようやく50%に達する程度であった。 他の施設種別間においては、回収率に大差はない。法人 別にみた場合には、特別養護老人ホームの回収率の影響 を受け、A·C法人でやや低くなっている。本調査は処 遇職員に対象を限定しているため、施設規模や職員の配 置割合により、すべての施設にわたり統計処理に絶えう る実数を確保するのは容易ではない。本稿では、最低限 度の実数が確保され、3法人すべてに設置されている餐 護施設に焦点をあげながら、その処遇の一面を概観した い。また法人としては東京都内に位置し、およそ3年間 に及ぶ処遇研究会を通して交流を深めてきたC法人を中 心として検討を加えたい。

1.処遇調査結果の概要

1)日常生活の基本的営み

表 1 調查対象施設·回収状況

校 	咖啡 直 入 1多	え 他段・ 回収 状况		
法人	施設名	施設種別	職員	回収
A	Aı	養護施設	16	14
	A 2	養護老人ホーム	13	10
	A 3	特別養護老人ホーム	28	21
	A 4	精神薄弱児施設	, •	\ ` ^
 		10 14 14 20 JUNE 10	27	25
		 精神薄弱者更生施設		
	A 8	身体障害者療護施設	24	18
		27 77 THE E 21 M 100 MC 100	"	**
		施設種別不明		3
		A法人計	108	91
<u></u> _			100	
В	Bl	養護施設	18	10
	B 2		11	8
	B 3	特別養護老人ホーム	24	11
	B 5	乳児院	16	15
		施設種別不明		0
		B法人計	69	44
<u> </u>				
С	Cı	養護施設	14	11
	C 2	養護老人ホーム	18	17
			∤	 効 16
	C 3	特別養護老人ホーム	24	12
	C 4	精神薄弱者更生施設	35	28
			4	可効27
	C 6	保育所	15	9
	C 7	母子寮	4	4
	C9	精神薄弱者通勤寮	10	7
		,		
		施設種別不明		5
		C法人計	120	93
 				L
総合	配布数	297		ļ
	回収数			
	有効回り	又数 226(無効数2)		.
	集計対象	218 (施設種別不明	月8)	

日常処遇では7項目を設定し、それぞれの項目に対して、設備環境・配感・相談援助などを枠組とした物的側面と人的側面の双方からの検討をまとめたものである。

まず①保健医療面の設備・環境については、C 1 養護施設を除き平均値が3.0 台である(表 2 施設別平均値表参照)。他の 3 施設は不充分層(選択肢「1」と「2」を加えた割合)が25%程度見られるが、おおむね設備・環境面は充分であると考えているようで、「どちらともいえない」とする者が少ない。相談・援助については老人施設において特に心がけられているが、高齢になればなるほど保健医療面に関するウエイトが必然的に高くなることとも関連している。関係機関との連携については各施設間とも差はなく、よくなされている。

②食事に関しては、食事時間の問題を除き全般的にプ ラスの評価がされている。しかしC1養護施設は、食事 体制を除き3.0 ないしはそれ以下となっている。食事の 中では、設備・環境面の評価が他の項目との比較におい てやや低い。食事をめぐる諸事情の改善には取り組まれ てきたが、ハード面の物的条件の改善は、費用の問題も あり充分に利用者の意向を組み入れたものとはなってい ないことを示している。ニーズ把握、相談・援助は同じ ような分布を示しているが、C1養護施設は両項目とも やや不充分な状況にある。これに対し利用者の状況、発 遠・隨害の段階に応じた食事提供を行う給食体制につい ては、C1養護施設を含めよくされているとの回答がな されている。食事時間については4施設とも低調であ り、C3特別發護老人ホームがかろうじて3.0 に達する 程度で、改善は図られつつも食事時間への対応の困難さ が伺える。食事時間の問題は、A・B法人でも同じよう な状況であり、 適切な食事時間の追究が問題となってい

③排泄をめぐる条件を完備することは、不可決の基本 事項であり、設備、配慮、相談いずれについても施設間 の差はなく、3.0 前後を推移している。各施設とも安 心、安全、またプライバシー保護の観点から排泄環境の 整備に力を注いではいるが、基本的に家庭でのトイレ使 用と同一であるとはいえず、その職員の見方の差が結果 に表れているといえる。C法人に比べA、B法人では施 設間の物的諸条件による違いが若干みられる。

④睡眠については、物的条件と配慮面においてやや評価が低い。物的条件の低さは施設の居室定員との関係からくるもので、個室化の実現如何が影響してこよう。物的条件の整備と平行して、配慮面からの快適さに対する追究が必要となろう。しかし配慮面での評価は厳しいものとなっている。睡眠、就寝の際の配慮、その工夫が物的条件によって左右されることを示している。相談・援助面については前二者に比べると好転しているが、C1 養護施設、C4 精薄施設では3.0 に満たない状況であ

る。したがって積極的な取り組みの必要性が求められよう。

⑤理屈ではなく情緒的に安定をもたらす入浴に関しては、生活の過程で時間的に制約を受けている。特にC1 養護施設の平均が1.0 合であるというのは検討の余地があろう。養護施設では高校生などの高年齢児童が増加しているが、可能な限り彼らの生活時間に適合した施設の生活リズムであることがのぞましい。C3特別養護老人ホームでは職員の人手が足りないため、どうしても時間におわれての入浴介助とならさるをえない状況がみうけられる。そのために配慮という側面からもやはり不充分であるとの意見が多くなっている。対人面においては、ある程度の個別的対応がとられており、これは物的条件の不充分さを補う職員の努力の表れであることがわかる。

⑥衣生活については4施設ともプラスの傾向が示されている。利用者の好みにあった衣生活への配慮や、行き届いた潸潔な衣類の着用をはじめとして、自立できない利用者への援助に至るまで、各施設ほぼ同じ水準のように推察される。A. B法人も同様である。

⑦施設の居住環境は、児童福祉施設最低基準、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準、精神薄弱者援護施設基準などの規定に基づいて運営されている。一般市民の住環境の改善に対し福祉施設のそれは、やはり不充分であるといわざるをえない。本設間については、全般的に低調であった。とりわけ居住スペースの確保、ブライバシーの確保、個別化の確保への配慮などの項目において特に顕著である。確かにに設め物的環境条件や、調査対象が入所型施設であることは事実であるが、改善の余地がないものであろうか。職員の評価がや否定的な結果となっている。

しかし居住環境に限らず全般的に相談・援助面に関しては、多少プラス方向の回答が得られているのが評価点として上げられよう。日常生活は、施設生活の最も基本的な営みである。たとえ物的条件がマイナスであっても、心理的アプローチの工夫と職員の配慮によって多少ともプラスに転化していく努力姿勢こそが必要と思われる。専門的処遇の条件の一つに、ソフト面での職員の存在のし方と対応のための諸工夫が求められよう。その過程において施設基準の改定も課題となろう。

2)社会関係

処遇に際し利用者との対応について、9つの分類項目 から把握しようと試みた結果である。

日本総合愛育研究所紀要 第27集

表 2 平均值一覧表

法 人 名	M A 法 人 B 法 人								C 法 人							
施設名	A1	A2	A3	A4	A8	B1	B 2	B 3	В5	Cı	C2	C3	C4	C6	C7	C9
	7.1	7.2	Av	Λ1	Λ0	D.	D2	נט	БЛ	Cĭ		<u></u>	U4	<u> </u>	07	Cs
★日常生活・習慣 工保健医療 ①設備・環境	3.50	3.89	4.43	3.60	4.17	4.40	4.29	4.00	4.47	2.09	3.63	3.25	3.32	2.33	3.50	2.71
②相談・援助	3.86	4.30	4.50	3.48	3.89	4.00	4.29	3.55	4.07	2.82	4.13	3.83	3.16	3.22	3.67	3.00
③連携	4.14	4.50	4.80	3.80	4.11	4.40	4.63	3.73	4.53	3.82	3.94	3.50	3.68	3.67	4.00	2.57
11食事 ①設備・環境	3.14	4.13	4.38	3.50	3.82	4.50	3.25	2.00	4.53	2.55	3.69	2.50	3.19	2.33		3.57
②ニーズ把握	3.71	4.00	4.20	3.76	4.33	3.67	3.88	3.91	4.40	2.64	3.69	3.17	3.57	4.33	-	3.14
③相談・援助	3.57	4.20	4.37	3.67	4.28	4.00	4.13	3.91	4.53	3.00	3.69	3.17	3.54	4.11	-	3.14
④給食体制	4.00	4.40	4.70	4.00	4.59	4.33	4.34	4.09	4.87	3.90	4.13	4.08	4.07	4.44	_	3.57
⑤食事内容	2.86	3.89	4.67	3.53	4.19	3.67	4.25	4.00	4.13	2.11	3.67	3.42	3.38	4.11	-	3.14
過車負	3.57	4.00	4.10	3.58	4.22	4.00	3.86	3.73	4.33	3.00	3.83	3.58	3.44	4.00	-	2.71
⑦食事時間	2.64	3.33	3.05	2.63	3.56	3.83	3.57	2.09	3.80	1.80	2.36	3.08	2.52	3.25	_	3.29
□ 排泄③ ①設備・環境	3.36	4.10	4.48	2.64	4.44	4.60	4.50	2.45	4.87	2.55	3.25	3.42	3.00	2.44	2.25	4.00
22£	3.07	3.60	4.38	2.48	4.41	4.11	4.25	2.09	3.79	3.18	2.63	3.58	2.82	3.11	2.25	3.71
③相談・援助	3.50	4.11	4.45	3.88	4.25	3.88	4.12	2.64	4.27	2.89	3.20	3.33	3.00	3.63	2.50	3.14
□V睡眠 ①物的条件	2.64	3.10	3.00	2.63	3.83	3.70	3.75	2.27	4.07	2.00	2.88	3.33	2.57	2.67	2.67	2.67
OHE	2.93	3.50	3.67	3.68	3.61	4.00	3.75	2.55	3.53	2.00	2.67	2.67	2.64	2.78	3.67	2.67
③相談·援助	3.36	4.00	4.05	3.32	3.67	3.30	3.88	3.27	3.93	2.82	3.33	3.25	2.82	3.89	2.50	2.67
□ V 入浴□ ①設備・環境	3.00	4.20	3.62	3,68	4.00	4.60	4.13	2.36	4.73	2.36	3.75	3.67	2.75	2.00	1.67	3.33
②時間	2.57	3.80	3.20	3.28	2.67	3.90	3.63	1.73	3.93	1.67	3.94	2.50	3.19	1.75	2.00	3.00
③配慮	2.71	2.70	3.70	2.88	2.72	3.60	2.88	2.45	3.93	1.91	3.00	2.58	2.56	1.75	1.67	3.33
④濟潔確保への個 別的対応	3.64	4.33	4.63	3.67	4.00	4.30	3.88	3.18	4.20	2.90	3.88	3.92	3.04	4.25	2.00	3.67
(5)潜潔確保への撈	3.77	4.20	4.65	3.20	4.28	4.20	4.00	4.00	4.53	2.82	3.25	3.75	3.04	3.75	1.67	3.33
助・配慮 ⑥満潔習慣確立へ の相談援助	3.71	4.20	4.55	3.32	3.89	3.89	4.00	3.45	4.13	2.80	3.60	2.82	3.04	3.75	3.50	3.00
VI次類 ①適切な衣類着用	4.00	3.90	4.14	3.84	4.33	4.40	3.75	3.64	4.53	2.82	3.69	3.25	3.57	3.89	4.00	4.00
①適切な衣類着用 への対応 ②滑潔な衣類	4.14	4.40	4.86	4.32	4.67	4.90	4.00	4.00	4.73	3.55	4.13	3.67	3.82	3.89	3.33	4.00
③個別的な衣生活 への配慮	4.00	3.60	4.14	3.32	4.33	4.10	4.57	3.36	3.73	3.90	4.00	3.58	3.79	3.56	3.67	3.60
40目立できない利	4.00	4.40	4.76	4.08	4.50	4.40	4.50	4.00	4.40	3.73	3.88	4.25	4.00	4.11	3.50	3.80
用著への援助 ⑤相談・援助	3.79	4.10	4.05	3.44	4.00	4.00	4.13	3.45	3.93	3.00	3.38	3.25	3.50	3.78	3.33	3.20
○○VI居住環境 ○○安全面への配慮	3.57	3.90	3.85	3.64	4.33	4.50	4.00	2.45	4.67	2.55	3.88	3.42	2.81	2.00	2.75	3.00
②清潔面への配慮	3.36	3.70	4.15	3.58	4.44	4.00	4.25	2.45	4.73	1	3.81	3.00	2.67	Ì '	3.25	3.50
③環境全般への配	3.43	3.11	4.19	3.32	4.44	3.80	4.25	2.36	4.60	2.82	3.94	3.50	2.63	2.38	1.75	3.67
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2.64	3.60	3.90	2.28	4.28	4.30	4.13	1.45		1.55	2.69	3.08	2.30	3.00	1.75	2.75
確保 ⑤ブライバシーの	2.50	3.67	3.55	2.20	4.50	3.50	3.75	1.55	3.21		2.00	2.92	1.89	2.43	2.33	2.33
保障 (金属性 保保 への配)	2.71	3.43	3.52	2.40	3.78	3.30	3.50	1.70	3.36		2.40	2.67	2.31	2.43	2.25	2.75
⑦物的環境づくり	3.07	3.00	4.00	3,00		3.70	3.29	1.73	4.07		3.07	2.42	2.74	2.50	2.50	2.83
の工夫 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	3.79	4.11	4.11	3.28	3.72	3.70	4.25	2.64	3.82		3.67	2.83	3.04	3.25	3.25	
STHEN IN PROPERTY	1 5.10		L-:	0.20	L	,	1.20	2.04	0.02	2.10	0.01	2.00	5.04	3. 23	3.40	3.50

吉澤他:施設ケアワーカーの職務内容に関する研究(その3)

法人名	A 法 人						B法人				C 法 人						
施設名	A1 A2 A3 A4 A8				B1	B 2	B3	B 5	C1 C2 C3 C4 C6 C7 C								
									~ -	-		***			<u> </u>		
★対人・社会関係 1 コミュニケー ション							_							'			
①物的配慮(利用) 者と職員)	3.07	3.10	4.10	3.04	3.28	3.40	3.38	2.27	3.60	2.45	3.00	2.58	2.85	3.00	3.75	3.33	
②日常生活	3.29	3.20	3.81	2.80	3.39	3.90	3.88	2.55	3.73	2.73	3.33	2.67	2.85	3.00	3.75	3.33	
③物的配慮(利用) 者相互間) ④意図的配慮	3.43	3.22 3.56	3.89	3.25	3.41	3.50 3.50	3.38 4.13	2.36 3.27	3.47 3.60	3.09	3.00	3.00	2.62	3.29	2.50 3.00	2.83	
⑤ 個別援助	3.64	4.22	3.75	3.56	3.72	3.36	4.00	2.82	3.80	3.36	3.21 3.71	3.25	3.11	3.33	2.75	3.50	
⑥交流拡大	3.93	3.70	3.80	3.80	2.78	4.50	4.57	4.09	4.67	3.45	4.00	2.73	3.14	2.56	3.00	3.50	
⑦関係者との接触	4.07	4.22	4.35	3.40	4.11	3.90	4.00	2.73	4.14	3.18	4.14	3.36	3.79	2.44	4.25	3.50	
1学習																	
①物的環境づくり	2.85	3.40	3.83	3.00	3.64	4.10	3.50	2.64	3.93	2.18	3.00	2.36	2.56	3.00	3.25	3.17	
②心理的な側面で	2.64	3.50	3.82	2.92	3.57	3.67	3.50	2.55	3.60	2.09	2.92	2.50	2.62	3.13	3.00	3.17	
③プログラムの開 発 ④連携	3.14	3.00	3.41	2.92	2.93	3.33	3.33	2.36	3.67	2.36	2.69	2.00	2.35	3.25	3.00	2.33	
<u> </u>	3.85	3.00	3.09	3.75	2.79	4.00	3.17	2.45	3.50	3.45	2.77	2.10	2.16	2.88	3.50	3.71	
□□□ 娯楽 □ 文化 □□ ①設備の整備	2.93	3.30	3.76	2.83	3.11	3.50	4.14	2.36	3.43	2.09	3.07	2.50	2.44	2.63	3.50	2.80	
②意見の取り入れ	3.71	4.10	3.84	3.68	3.67	3.60	4.00	2.73	3.40	2.55	3.36	2.75	2.93	3.50	3.25	3.20	
③外部講師の導入	3.14	3.33	3.68	2.83	2.72	4.60	4.00	4.00	4.13	3.36	3.80	3.08	3.32	3.11	3.25	2.60	
④地域住民の招待	4.08	4.22	3.85	4.21	2.94	4.50	4.25	3.55	4.40	1.60	3.43	2.67	4.00	4.13	3.00	3.83	
□ IV社会参加 □ 処遇としての位	3.86	4.10	3.65	3.76	3.39	4.40	3.63	3.10	3.93	1.82	3.47	1.58	3.21	3.00	2.50	4.00	
置づけ ②機会の提供	3.79	4.00	3.70	3.68	3.50	4.10	3.50	2.27	3.60	2.36	3.29	1.83	3.04	3.20	2.75	3.83	
③個別対応	3.07	2.40	3.60	2.84	2.50	3.30	3.00	2.82	3.29	1.82	2.64	1.73	2.58	2.50	2.33	3.33	
④主体的な参加	3.36	3.30	3.06	3.56	3.00	4.10	3.38	1.91	3.43	1.82	3.07	2.00	2.58	2.50	2.25	3.00	
②家族関係 ①計画的実施	2.85	3.00	4.11	3.16	2.47	4.11	3.50	2.55	3.73	3.45	3.53	2.58	2.74	3.14	3.25	2.50	
②個別的対応	3.57	3.10	3.60	3.84	2.06	4.40	3.25	2.27	3.93	3.80	2.93	1.83	4.14	3.00	2.50	2.33	
③連携	3.57	4.00	3.74	3.64	2.47	4.11	3.57	2.10	3.86	3.80	2.93	2.33	2.63	3.00	3.50	3.29	
VI労働										 							
①動機づけ	3.86	3.40	3.77	3.96	2.76	4.00	2.88	2.18	3.15	2.73	2.87	2.10	3.23	3.00	3.50	3.71	
②場の確保	3.36	3.20	3.57	3.71	3.59	3.90	3.38	2.09	3.23	2.64	2.85	1.50	3.26	3.20	3.00	3.86	
③安全性の確保	3.86	3.80	3.67	3.54	3.63	4.00	3.88	2.36	3.23	2.73	3.50	2.38	2.92	2.80	3.50	3.14	
● Wite ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3.86	3.78	4.00	2.56	3.12	3.70	3.50	3.09	3.46	2.27	3.60	3.00	3.15	3.00	3.00	3.00	
② 伯談・援助	3.57	3.50	3.35	2.40	2.78	3.90	3.71	2.55	3.00	1.82	2.53	2.50	2.85	3.40	2.50	3.00	
V面信仰	3.08	3.30	4.11	3.04	3.38	3.50	4.13	3.73	3.08	2.90	4.13	3.58	3.92	3.50	4.00	4.00	
障 ②トラブルの防止	2.67	3.78	3.41	2.82	ľ	3.67	4.00	3.50		2.70	3.33		, '	3.40	3.33	2.50	
IX経済 ①経済生活の保障	2.93	3.30	3.54	3.17	3.76	3.44	3.86	3.45	3.23	2.45	3.67	3.09	3.37	3.00	4.00	2.40	
②相談・援助	3.93	4.10	3.89	3.52	3.60	3.14	4.00	3.36	3.38	2.55	3.53	3.33	3.23	3.00	2.50	2.60	
※処遇理念 ③ブライバシーの																	
③プライバシーの 算重 ①選択の幅	4.29	4.63	4.68 3.86		4.41	3.89	4.13	4.64	4.40 3.93	3.73 4.36	4.71	4.67	3.89 4.30	4.11 3.88	3.75 4.25	4.00 3.83	
◎規則の遵守	3.86	4.00	3.08			3.67	3.43	2.55		4.00	3.00	3.36	2.88	3. 11	3, 50	3.00	
CONTRACTOR OF THE STATE OF	1 0.00	2.00	1 0.00	V. V2	0.00	<u> </u>	V. 10	5.00	0.00	1 3.00	V. VV	v. 00	2.00	0.11	0, 00	0.00	

日本総合愛育研究所紀要 第27集

法 人 名		Α	法	ί.		B 法 人				C 法 人						
施設名	A1	A 2	A3	A4	Α8	B1	B 2	В3	B5	C1	C2	C3	C4	C6	C7	C9
★満足度 ①保健医療・習慣	3.64	4.10	4.26	3.76	3.00	4.30	4.25	3.50	3.93	3.27	3,63	2.83	3.32	3.63	3, 67	2.86
②食生活	3.36	4.50	4.15	3.88	3.94	4.50	4.25	3.55	4.33	2.27	4.06	2.67	3.57	4.11	3.00	3.14
③排泄	3.79	3.80	4.30	3.32	3.88	4.50	4.00	3.00	4.07	3.45	3.25	3.58	3.36	3.67	2.67	3.50
④睡眠	3.29	4.00	3.55	3.12	3.82	4.10	3.88	3.36	3.80	2.73	3.13	3.50	3.39	3.67	3.00	3.00
⑤入浴	2.86	4.10	4.35	3.32	2.82	4.50	3.88	2.72	4.13	1.91	3.94	3.25	3.29	2.75	1.75	3.33
⑥衣生活	3.57	3.90	4.10	3.68	4.29	4.30	4.13	3.55	4.00	2.82	3.94	3.58	3.92	3.50	3.33	3.50
⑦居住環境	2.57	3.70	4.00	2.80	4.06	4.20	3.38	1.73	4.27	2.09	2.53	3.00	2.64	2.57	2.33	2.80
II対人・社会関係 ・社会関係	3.36	3.50	4.05	3.40	3.41	3.67	3.38	2.91	3.67	2.82	2.93	2.67	2.96	3.50	2.00	3.14
②學習	3.43	3.67	3.75	3.12	3.20	3.22	3.75	2.64	3.60	2.45	3.07	2.55	3.93	3.43	3.00	3.33
③娯楽・文化	3.29	3.90	4.19	3.52	3.76	3.56	4.13	3.09	3.53	2.45	3.38	2.42	3.14	3.43	3.33	3.83
④社会参加	3.57	3.80	3.80	3.60	3.24	3.33	3.43	2.64	3.62	3.10	3.33	2.09	3.19	3.33	3.33	3.43
⑤家族関係	3.43	3.70	3.76	3.60	3.59	3.22	3.50	2.18	3.43	3.09	3.53	3.00	2.78	3.14	3.33	3.29
⑥労働	3.21	3.90	3.68	3.67	3.67	3.44	3.38	2.60	3.08	2.55	3.47	2.60	3.25	3.20	3.33	3.14
⑦性	3.21	3.70	3.48	2.88	2.82	3.33	3.00	2.45	3.08	2.55	2.93	3.00	2.89	3.20	3.00	2.57
❸信仰	3.07	4.20	4.14	3.29	3.53	3.56	3.75	3.73	3.08	3.00	3.53	3.17	3.41	3.00	4.00	3.00
⑨経済生活	2.86	4.20	4.05	3.56	3.76	3.78	3.88	3.36	3.31	2.09	3.53	3.45	3.00	3.00	3.00	3.43
木豆等養 _{ラ感}	2.29	2.10	1.90	2.08	2.63	1.90	2.50	2.09	2.40	1.91	2.19	2.17	1.93	2.00	2.00	2.43
②疲労感	2.21	2.10	1.86	2.28	1.72	2.10	2.25	2.00	2.00	1.73	1.81	2.00	1.96	1.88	2.00	2.00
③満足感	1.86	2.11	1.80	2.16	2.33	2.11	2.14	1.91	2.13	2.00	2.00	2.08	2.11	1.71	2.00	1.86
④利用者との関係	1.71	2.00	2.00	1.88	2.06	2.10	2.13	1.64	2.13	1.67	2.06	2.30	2.30	2.25	2.25	1.71
⑤専門職としての 位置づけ	2.57	1.90	2.20	2.12	2.41	2.57	2.29	2.50	2.60	2.18	1.93	2.08	1.89	2.57	2.00	2.29
⑥複数担当の是非	1.92	2.20	2.60	2.28	2.47	2.90	2.25	2.67	2.73	2.36	2.33	2.73	2.41	2.44	2.00	2.29
⑦転職意識	2.57	2.40	2.30	2.48	2.56	2.00	2.75	2.64	2.14	2.27	2.50	2.67	2.44	3.00	2.50	2. 43
8社会福祉施策へ	1.86	1.90	2.10	2.21	1.94	2.00	2.38	1.73	1.87	1.27	1.47	1.83	1.59	1.67	2.25	1.57
⑤上司との意見の 『 ・ くい違い ・ といさい ・ という	2.00	2.10	2.20	2.20	2.00	2.11	2.13	1.82	2.07			除多	項	目	I I	
の不満の意見の ⑨上の意見の ⑩同僚の意見の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2.00	1.90	1.85	2.08	1.78	2.33	2.25	2.00	2.07		I	除外	耳	B		. I
※法人内相互関係 ①話し合う機会	1.07	2.00	2.43	1.60	1.69	2.56	1.29	1.73	2.53	1.45	1.87	1.30	1.46	2.38	2.75.	2.29
②定期プログラム	1.93	1.70	1.92	1.68	1.69	2.34	2.86	2.09	2.53	1.45	2.00	2.09	1.75	2.13	2.75	2.71
③地域との交流	3.00	2.60	2.50	2.48	2.50	3.00	2.57	1.73	2.87	1.91	2.13	2.36	2.48	2.43	2.25	2.71
④複数施設設置の メリット	2.79	2.33	2.31	2.64	2.31	2.67	2.57	2.27	2.80	2.18	2.33	2.18	2.04	2.43	2.75	2.14
●記入者の原性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7.5	9.9	6.8	7.8	1.6	3.7	9.8	5.3	5.9	6.1	6.3	0.9	7.6	8.8	10.6	0.8
: I	31.9	44.6	41.4	32.0	32.8	26.3	38.1	43.8	28.3	32.1	46.1	29.8	34.7	34.5	50.0	32.7
③福祉施設での総 経験年数(年)	7.9	12.0	7.6	8.4	3.0	6.6	10.5	5.8	7.3	6.8	9.1	2.8	8.0	9.6	10.6	11.4

護老人ホーム A4:精神薄弱児・者施設 A8:身体障害者療護施設 護老人ホーム B5:乳児院弱別・者施設 C6:保育所

①コミュニケーションに関しては、項目間の施設相互間の差はほとんどなく、3法人とも同じような処遇展開がみうけられている。物的配慮面はやや低調しては関してはの変した。個別援助などに関しては関しての変した。個別援助などに関います。場所である。特に個別援助については、各施設の力のなりを表力していることについて評価されえよう。また利用者と友人・知人などとの接触も積極的になされていてされるといるが、コミュニケーションにおいては特別養護を入っているが、これは入所老人の心身の状況(高齢虚弱を入っているものと考えられる。

②学習については、施設によりその目的に異なりはあるが、養護施設では教科を中心とした学習にウェイトがおかれ、老人ホームでは人生の終結期にむけての準備の機会としているところもある。こうした意味を有する学習への取り組みの結果は、3 法人ともやや低調であった。確かにA1,C1養護施設における学習条件の不充分さと児童の学力の低さ、一方老人ホームなどにおいては入所老人の心身の状況を鑑みると困難な場合が少なくないと予測される。したがって施設総体としての取り組みを期待したい。

③娯楽・文化面で取り組みの違いが示されているのが、その多くは地域住民の施設内行事への招待である。 C1養護施設の1.60からC4精薄施設の4.00までかなり の差が表われている。施設の社会化の一貫として施設諸 行事に地域住民を招待することは日常的に行なわれていることであるが、同じ法人内でもその取り組みの格差が みられていることは、法人と施設との関係のあり方を検 討する資料となる。施設の社会化の意義についての再検 討も必要である。なおB法人では、設備面において施設 間の差がみられる。

②利用者が社会・地域関係を結ぶための条件は何か。それにはまず社会参加が処遇として位置づけられていることが条件となる。処遇としての位置づけを尋ねたところ、C1 養護施設とB3·C3 特別養護老人ホームで不充分であるという回答が目立って多い。そのため機会の提供、個別対応などについても不充分であるとの回答にで助する結果となっている。利用者が社会参加に関心をおけない、あるいは社会参加が困難であるといった場合が多いことも事実であるが、社会との関係を日常的に保持するように配慮することがのぞまれる。

⑤家族関係に関しては、B1·C1 養護施設の積極的な 取り組みが目立っている。養護施設においては児童の家 庭復帰にむけて、入所時からの計画的な家族関係の調整が実施されており、それを裏付けるデータが示されている。もちろん他の施設においても家族調整の重要性は同じであるが、家族のいない利用者が多い老人ホームや、保護者の高齢化が進んでいる精薄施設では、必然的に家族調整が困難なものとなるのは当然である。ファミリーケースワークの機能を各施設の状況に合わせた形で積極的に推進していくことが求められる。

⑥労働についても利用者の特性が結果に連動している。老人ホームでは評価が低く、精薄施設では充分層(選択肢「4」と「5」を加えたもの)の割合が高い。これは老人ホームにおいては労働そのものが日常の処遇と結びつきにくいこと、逆に精薄施設の場合には、社会にでるための準備として、積極的に労働が処遇の中に位置づけられていることからくる差異によるものであると考えられる。

⑦正しい性の理解と性教育を発達段階にそくし実施することが施設に求められている。これは老人ホームにおいても同様であり、情緒的に安定した生活を営むたされる。そうりま本的ニーズとして、その充足が必要とされる。そうりた観点から調査結果を検討するならば、男女交際へのでは、一応の水準はクリアしているようを終っているようを持たでは3施設とも充分層が%をあていることから、老人ホームでの積極的な取り組みの姿勢が伺える。これに対し個別的なもに扱助といるともがの場面になると、評価が低下する施設が多い。これは職員の性指導に対するとはなく、日常生活の中で適時対応していくような体制の確立が課題である。

⑧基本的権利の一つでもある信仰の自由の保障については、施設の方針との抵触がしばしば問題となるが、C1養護施設を除き全施設3.0以上である(ただしどちらともいえないとする回答が多い)、各法人とも宗教的色彩のある行事への参加は任意とのことで、大きな問題はおこっていない。その反面施設としてのまとまりにかけるとの声も聞かれるが、この点については他の処遇面で応えていくことが要請される。

⑨利用者の発達・能力にあった経済生活の保障が求められるが、A1·C1 養護施設を除き平均値が3.0 以上であることから、一応の保障ははかられている。養護施設では、子どもに対する指導の側面が強く反映されるのか、マイナス回答が少なくない結果となっている。

3)法人別にみる調査結果

項目別の調査結果は以上の通りであるが、つぎに全項

目を通しての施設別の回答傾向について簡単に述べてお きたい。

調査結果からも伺えるが、C1養護施設は全体的に不 充分であるとの意見が多いことである。この理由として は、居住環境においてふれたように、児童福祉施設最低 基準が制定当初の水準のままで今日の住宅水準の向上と は無縁の状況を維持したままであること、C1簽護施設 は C 法人内でも早くから開設された施設であること. 処 遇職員の年齢が30前後に集中していることから、若さか ら施設の状況を批判的な目でとらえている職員が多いの ではないかと思われる。ただ現実が厳しい状況であるこ とは理解できるが、対人的サービス領域に関しても、不 充分層の割合が相対的に高いことから、その理由の解明 が課題となる。処遇面で努力しても、物的環境の拙劣さ をカバーすることは困難であろうか。もう一つ特徴的な のが C 4 精薄施設である。どの項目に関しても必ず不充 分層が存在する。もちろんそのこと自体は決して問題で はなく、多様な見方があって良いわけであるが、施設処 遇としての統一性がどの程度保たれているのかが問われ よう。職員が個々の持ち味を発揮することは大いに奨励 されるべきであるが、それは全体の合意に基づく決めら れた枠内であることが、処遇の一貫性の観点から求めら れる。職員がどのような共通基盤にたち実践しているの か、検討の必要性があるだろう。

一方 B 法人では B 1 養護施設・B 5 乳児院の評価の高さが目立っている。どちらの施設も近年改築されたもので、居住環境はかなりの高い水準を保っている。また職員に関しても社会福祉系大学卒業者の採用、スーパービジョン体制の確立、成長段階に応じた研修の実施など養成面にも力が注がれており、物的環境と人的水準の両面からよりよい処遇にむけての努力が重ねられている。物的条件と職員の処遇がリンクされることによってはじめて、相当の処遇を提供することができる証明となろう。

B法人とC法人の中間に位置づけられるのがA法人である。全般的に法人内相互の施設間の差が少なく、またB・C法人との同種施設間の比較においても、ほごに属している(A3特別養護老人ホームは高いほうにに属するが)。本調査からその理由についての知見は得人にはあいが、訪問調査を参考とするならば、B・C法人内での人事異動が行なわれていること、異動とは、ではいかなくとも「派遣」という形で他施設の状況が施設、などにより相互理解の促進に積極的に取り組まれていることが、施設相互間の処遇の標準化に寄与する一因となっているのではないかと考えられる。地理的状

況から、他地域の施設との交流が必ずしも円滑に推進されにくいという制約があるなかで、法人内施設相互間の 交流は大きな役割を果しているといえよう。

2. 養護施設の処遇状況と職員のあり方・

今回調査した3法人内に設置されている養護施設の状況について簡単にふれておきたい。

A 1 施設は、各項目の平均が B 1 施設と C 1 施設の中間を推移しており、全般的に平均的で可もなし不可もなしといったところである。日常生活・習慣よりもむしろ対人・社会関係の評価が比較的高く、特にコミュニケーション分野の意図的配慮、個別援助、娯楽・文化の意見の取り入れ、経済の相談・援助などの項目では、3 施設の中でも特に平均値が高くなっている。こうした結果から、比較的職員と児童との関係が良好で、細部にわたるまで職員の目が行き届いているような印象が調査結果から感じとれるのである。

本調査は日常生活・習慣35項目、対人・社会関係31項目のあわせて66項目から構成されているが、このうち日常生活・習慣で33項目 (94%),対人・社会関係で26項目 (81%) と、圧倒的に平均値のトップを占めているの幅が B 1 施設である。しかも B 1 施設の場合は、分布の額が 小さいのが特色であり、言い換えるならば職員が一致のがであると評価していることである。 事実 B 1 施設備・環境とも優れた状況にあることは確かである。である方。そこであえて課題を引き出すとするならば、日常生活・習慣に比し対人・社会関係の評価が、(3施設るであろう。そこであえて課題を引き出すとするならば、日常生活・習慣に比し対人・社会関係のいることである方。とでは優位ではあるが)幾分低下してい項目である。と 対人 関係は物的状況に比べ評価しづらい項目であるように思われる。

B1施設と対照的なのがC1施設である。先にふれたように全体的に評価が厳しくなっている。ではこうし日常生活・習慣の中で記入に当たっての判断基準を尋ねているが、B1·C1施設とも第一に上げられてのあるうか。とるが、あるとを示すのである。一つ一のの外件であることを示すのである。一つ一つの小さな処遇くはがあることを示すのである。一つ一つの小ず見えな付言とが、物的諸条件によって浮き彫りにされず見えな付言とが、物的諸条件によって浮き彫りにされている(付言なしておくと、3 養護施設間においては職員の意識、属性などでは特に目だった差は検出されなかった)。

養護施設と類似した分布を示したのが特別養護老人ホ

吉澤他:施設ケアワーカーの職務内容に関する研究(その3)

法 人 名		Αž	去人		I	3 法人		C法人					
施設名	A 1	A 2	A 3	A 4	B 1	В 2	B 3	C 1	C 2	C 3	C 4		
1.物的条件	50.0	30.0	14.3	72.0	70.0	50.0	63.6	63.6	37.5	25.0	67.9		
2.人的条件	21.4	60.0	57.1	36.0	60.0	62.5	63.6	54.5	18.8	41.7	28.6		
3.管理的条件	28.6	20.0	9.5	12.0	10.0	25.0	27.3	18.2	12.5	41.7	10.7		
4.物理的· 空間的条件	71.4	-	52.4	64.0	20.0	50.0	36.4	63.6	50.0	66.7	64.3		
5.立地条件	_	-	_	4.0	-	-	<u>-</u>		_	16.7	3.6		
6. その他	-	-	-	4.0	10.0	-	-	_	_	_	3.6		
無回答	7.1	40.0	33.3	_	10.0	_	-		37.5	_	3.6		

表3 日常生活・習慣の判断基準 (M.A-2)

ームであり、項目別平均において90%以上最高値を獲得したのがA3施設である。B3施設とC3施設は居住環境面において差がみられる程度で、他の項目ではさほど大きな差は指摘できない。またA3·B3特別養護老人か高く、それとの関連で同僚との意見のくい違いやB3をでは上司との意見のくい違いをあげる者の割合が高い。処遇にあたり、職員間のチームワークは必須の条件であり、上司とのスムーズな関係もまた重要な条件である。憶測に過ぎないが、B3施設の職員の評価の低さは、そうした対人関係上の問題が影響しているのかもしれない。

特別養護老人ホームに比べ養護老人ホームは、3 施設間の差がほとんど検出されなかった。特別養護老人ホームに比べ入所老人の自立度が高いという特性によるものなのか、職員の意識差(回答者の意識)がみられないことに由来するものなのかは定かではないが、ほぼ同水準のサービスを提供していると推測されること自体は、均等な福祉サービスを享受できるという観点からみれば、好ましいことであると考えられる。

3.法人内相互関係

本調査の目的の一つは、法人内の施設間相互関係の推

進状況を把握することである。そこで施設間で話し合う機会の有無、合同プログラムの実施状況、合同で行う地域との交流行事の実施状況、複数施設設置のメリットという4つの質問を設定、それぞれ3段階でその状況を尋ねた(結果は表2参照)。

まず法人別の施設相互の状況については、各法人とも 話し合う機会を除いて、法人内施設相互間では差がほと んど認められなかった。ということは、地域との関係な どについては施設間による職員の意識に差はないこと、 おそらく実際の取り組み状況に関しても、施設間にそれ ほど大きな取り組みの違いはないと推測されることであ る(もちろん今回調査した3法人についてのみである が)。これは共通の理念・方針に基づき運営されている 同一法人内の施設であるならば、法人合同として取り組 むべき事柄に対しては、各施設バラバラであることは好 ましくなく、調査結果のようにある程度統一性がはから れている方がベターであるかもしれない。しかし3法人 別に結果を眺めた場合、話し合う機会と定期プログラム については若干の差が認められる(ただし法人別結果の 場合、職員数の多い施設の意向が反映されがちであるた め、母集団の調整を行っていない本調査結果の場合、厳 密には正確な数字であるとはいえない)。こうした場 合. ある施設が定期プログラムの推進を求めて他の施設 に働きかけを行なった場合でも、個々の施設の状況からそれに応えることができない場合、せっかくの働きかけが生かされないで終る場合が想定される。この時法人がそれぞれの施設に対してどのようなアプローチを行なうかが重要となってくる。その意味から次年度では、法人が施設運営から遊離する危険性が指摘されている今日、法人と施設との適切なあり方についても研究を深める予定である。

なお話し合う機会と定期プログラムの実施割合が低い 結果として表われている理由は、 ②法人全体で何かを計 画しても、施設の利用者の特性や職員の勤務形態の相違 から、全体的に取り組むのが困難なこと、 ⑤行なわれて いる場合でも、その役割に従事している職員だけの参加 で、施設全体として確認されたものとなるには至ってい ないこと、 ⑥施設の歴史的経過、 ⑥法人側の取り組み姿 勢の問題.などの要因が考えられるが.法人総体として の地域社会への関わりが求められつつある今日、施設相 互間・施設法人間のスムーズな連携の方途を研究する必 要性があると思量される。その場合、本調査にみられる ような施設間の格差が存在することはマイナスの資産と なる。施設内処遇の充実なしに、地域との関係を築くこ とはできない。このような施設間の格差や施設相互の連 携を阻害する問題点を克服することによってはじめて、 地域を舞台としたケアシステムの構築が可能となるので ある。

4. 処遇調査の一般化にむけて

「社会福祉施設の処遇に関する調査」の問題点については、昨年度の研究報告の中でもふれているが、ここで再度検討することにより、その一般化にむけての一歩としたい。

第一に選択肢の意味についてであるが、今回は充分であるか、不充分であるかを基準の柱としている。しかしこれではどのレベルを基準として充分であるのか、不充分であるのかが把握できにくい。また充分=良い、不充分=悪いではないため、実際の施設の状況がどうであるのかはつかみにくいのである。

第二に、意識面と実践面がオーバーラップしているため、詳細な分析を行ないづらいことである。施設の物的状況については、それだけを把握する基準づくりが必要かと思われる。特に今回の調査の中でも、日常生活の判断基準として物的条件をあげる割合が低くないことからも、その必要性は高い。

第三に、利用者との人間関係を基盤にして展開される 処遇については、どのような数量化が可能であるかとい う問題である。客観的に把握するものさしがない。そのために職員の関わり方がどうであるか、どのように努力しているかを把握することは困難であり、処遇と利用者のニーズが一致しているか否かを見出すのは個々の職員の勘と経験によるところが大きいと言わざるをえならば、しかし第三者に説明できないような処遇であるならば、それは専門職としての関わりからは程遠いものである。本は専門職としての努力を怠ってはならない。本調査において、物的状況に比し、社会関係面で差がでないまり。

今回の研究は、法人内相互関係の把握とともに、施設 種別ごとの処遇の特性を把握することを調査目的とし た。その結果、養護老人ホームでは相談援助面について 各施設とも比較的高く評価されているが、その他の項目 や、他の施設種別についてはそれを発見するには至らな かった。

本調査は少なからず問題点を指摘できるが、それを克服しつつ、施設種別ごとの基準値を策定する必要性があるように思われる。すなわち、ある程度同種施設間や他種施設間相互の比較を可能とする、施設種別間の特性の抽出ができるように思われる(もちろん現状においまない。調査結果を職員同志で検討しあうことは大きな意義がある)。処遇の一般化が遅々として進まない現在の社会福祉施設の処遇に資するよう、今後「社会福祉施設の処遇に関する調査」の修正に努力したいと考えている。

総合福祉施設の機能とその展開−地域福祉にむけて−

今回の調査は、これまでの研究をふまえて養護施設の 処遇に関するケアワーカーの意識を中心としながら、他 種別・複数施設を設置する社会福祉法人の機能につい て、今後の研究の手がかりを得ようとするものであっ た。

社会福祉法人は全国で12,520を数えるが、社会福祉協 議会、共同募金会等を除いた法人数、すなわち、社会福 祉施設を設置運営するとみなされる法人は、9,603 であ る(昭和63年3月現在)・保育所をはじめとして一法人一 施設の経営が多い現状であるが、全国社会福祉施設経営 者協議会が、会員254 法人を対象に行った調査結果をみ ると、施設設置状況は次の通りである(昭和57年調査実 施、回答は145 法人、回収率57.2%)。

老人施設を1施設経営する法人----25.5% 保育所を1施設経営する法人---15.2% 入所施設を1施設経営する法人(老人以外) — 9.7% 児童施設を1施設経営する法人(保育以外) — 7.6% 吉澤他:施設ケアワーカーの職務内容に関する研究(その3)

性、機能を充分に活用し、柔軟な法人のあり方を再検討

する必要があると思われる。

2 施設を経営する法人----20.7%

第2に、施設運営管理の面から複数施設を設置する法人は、もっと積極的に施設相互間で人事、財源、設備などを相互に有効活用できる柔軟な運営を試みることはできないものであろうか。施設種別ごとに依拠する法律に違いがあり、職員の資格、施設の最低基準、措置費等に共通する面が少なく、無条件での自由裁量が困難なこと

は当然である。しかし、これからは福祉マンパワーに関しても、さまざまな角度から厳しい状況が予想され、その対策が緊急課題として検討されはじめている。まず同一法人内で施設相互間の人事異動、管理職への登用などが可能となる基準の設定、他種施設間に共通の処遇基準作成と専門性・研修制度の確立など、新たなとり組みが必要とされよう。

第3に、総合福祉施設の課題としては、ノーマライゼーションの理念をどのように実践し、地域にひらかれた施設として機能するか、という点である。施設はできるだけ小規模に、そして地域社会の構成単位として地域にとけてむよう努力することが望ましい。総合福祉施設もこの流れにそいつつ、地域福祉の拠点として各施設や機関、地域組織や住民をつなぐネットワーキングを中心的に展開する役割が自ずと期待される。

第4には、現状の総合福祉施設内諸施設間の問題点の 克服をはかり、同時にその利点を明らかにする必要があ る。その利点を生かすために、小地域において一法人一 施設の独自の機能を充分発揮しながら、多種施設関係の システム化をはかる新たな機関の設置が望まれる。さら に問題発生の予防、問題の早期発見と対応、そのために 専門職員だけではなくボランティアや住民の福祉参加を 促進し、地域の福祉パワーを組織統合し、行政に対する 意見具申を、地域の社会福祉協議会と協働で行っていく ことが、社会福祉法人あるいは新たな機関の今後の課題 といえよう。

本研究のまとめとして、来年度は地域調査を含め社会 福祉法人の地域計画・実践例などを明らかにして、地域 福祉にむけての考察を行っていく予定である。